

# 平成21年第3回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成21年9月9日(水曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

### 教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について < P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について < P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長） < P 4 >
- 日程第 4 報告第 1 2 号 議会運営委員会所管事務調査報告について < P 4 >
- 日程第 5 行政報告（町長） < P 4 ~ P 8 >
- 日程第 6 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて） < P 8 >
- 日程第 7 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（平成 2 1 年度足寄町一般会計補正予算（第 7 号）） < P 8 ~ P 9 >
- 日程第 8 議案第 8 0 号 教育委員会委員の任命について < P 9 >
- 日程第 9 議案第 8 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について < P 9 ~ P 1 0 >
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 公平委員会委員の選任について < P 1 0 ~ P 1 1 >
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について < P 1 1 >
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について < P 1 1 ~ P 1 3 >
- 日程第 1 3 議案第 8 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について < P 1 3 ~ P 1 4 >
- 日程第 1 4 議案第 8 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について < P 1 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 1 5 議案第 8 7 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について < P 1 5 >
- 日程第 1 6 議案第 8 8 号 足寄町衛星ブロードバンド整備事業負担金徴収条例の制定について < P 1 5 ~ P 1 7 >
- 日程第 1 7 議案第 8 9 号 足寄町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について < P 1 7 ~ P 1 8 >
- 日程第 1 8 議案第 9 0 号 足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例 < P 1 8 ~ P 2 0 >
- 日程第 1 9 議案第 9 1 号 足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例 < P 2 0 ~ P 2 1 >
- 日程第 2 0 意見書案第 6 号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書 < P 2 1 ~ P 2 2 >

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成21年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番星孝道君、2番榊原深雪君を指名をいたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日9月8日に開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月9日から10月19日までの41日間とし、そのうち、10日から15日、19日から10月18日までの36日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月9日は、最初に議長の諸般の報告の後、議会運営委員会からの所管事務調査報告を受けます。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第13号と報告第14号の報告を受けます。

次に、議案第80号から議案第87号、議案第90号及び意見書案第6号を即決で審議いたします。

議案第88号と議案第89号は総務産業常任委員会に、議案第91号は文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

16日は、一般質問などを行います。

16日以降の審議予定については、一般質問者の人数により流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第92号から議案第98号までの補正予算案は、後日、提案説明を受け、即決で審議いたします。

議案第99号と議案第100号は、平成20年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

なお、今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出されました際に、再度、議会運営委員会で協議し皆様に御報告申し上げますので、御了承願います。

補正予算の審議方法について御報告いたします。

補正予算の審議は、従来、予算審査特別委員会を設置し審査を行っておりましたが、補正予算の内容等を考慮した上で、審査の効率化及び敏速化を図るため本会議で審議することをいたしましたので、御了承願いたいと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から10月19日までの41日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月19日までの41日間に決定をいたしました。

なお、41日間のうち、9月10日から15日までの6日間と9月19日から10月18日までの30日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、36日間は休会に決定をいたしました。

#### 諸般の報告

議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。これで、諸般の報告を終わります。

#### 報告第12号

議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第12号議会運営委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 行政報告

議長(吉田敏男君) 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、5件の行政報告を申し上げます。

まず、利別川改修事業「上流地区」の状況についてでございます。

帯広土木現業所足寄出張所が実施しています利別川改修事業の状況について、御報告を申し上げます。

利別川につきましては、帯広土木現業所足寄出張所が、昭和63年及び平成4年の大雨災害を契機に、本別町から足寄町市街地までの「下流地区」「中流地区」18.8キロの河川改修事業に着手しました。

その後、平成10年、13年、15年と立て続けに大雨災害が発生したことから、利別川河川改修事業促進期成会とともに北海道等に早期に河川改修を行っていただくよう要請を行い、足寄町市街地から陸別町市街地までの44.3キロが利別川改修事業の「上流地区」として延伸され、河川改修が進められています。

河川改修事業の期間は平成33年度までの予定で、改修規模としては、市街地区間では約50年に1度の大雨、想定では160ミリの雨量にも耐えられる規模の改修が計画されており、そのほかの農地区間では10年に1度の大雨、想定では113ミリの雨量にも耐えられる規模の改修が計画されています。

通常、河川改修事業は、下流側から順に工事を行っていきませんが、利別川は延長が長く工事期間も長期に及ぶため上流側の工事が遅くなることから、足寄町市街地から陸別町市街地までの上流地区では、特に大雨災害の危険性がある場所を一たん暫定形で陸別町市街地まで先行して改修し、その後また、下流の足寄町市街地から陸別町市街地に向け完成形で工事を行うこととなっています。

また、この上流地区では、ゲート操作を行うことなく内水排除が可能なこと、湛水させておくことによって堤防越水時のダメージを軽減させることができること、樋門の設置に比べ工事費・維持管理費とも安価であること、山地河川であり地形的に有利であることなどの理由により、霞堤(かすみてい)という改修方法が計画されています。

普通、堤防は連続しつながっているものですが、霞堤は、堤防のある区間に開口部を設け、下流側の堤防を堤内地側に延長させ、上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防となっており、大雨により河川が増水する

と、堤防の開口部から河川の水が一部逆流し、水の勢いを弱める効果があります。

さらに、増水した河川の水を、一時的に霞堤部分にためこむことで、増水を調整する効果もあります。これにより、堤防への負荷を軽減し、決壊の危険性を少なくさせることができます。

また、河川の水位が下がり始めれば、逆に開口部から排水が行われ、土砂の流出などを防ぐ効果もあるということであります。

今年度は、10月中旬から平成22年3月下旬までを工期として、下愛冠から鷲府までの約5キロメートルで河道内掘削工事及び築堤工事が予定されております。

また、上利別・大誉地周辺では用地測量、愛冠から上利別周辺では立木調査・用地買収が予定されております。

7月には上利別・大誉地地区で説明会を開催し、また、利別川河川改修事業促進期成会の総会でも、帯広土木現業所足寄出張所から今後の事業概要などについて説明をいただいております。

今後、地域住民の皆様にご理解をいただきながら、帯広土木現業所足寄出張所により事業が進んでいくものと考えております。

以上、利別川改修事業「上流地区」の状況についての報告といたしますので、町議会の皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農作物の生育状況について御報告申し上げます。

本年度は、春以降、高温と低温が交互に続く不安定な気候でした。日照時間は、5月と8月は平年より多かったものの、6月と7月は平年より少ない日が続きました。

降水量は、6月上旬までは雨が少なく乾燥ぎみでしたが、6月中旬から7月下旬にかけて、6月が平年の277%、7月が平年の256%と多雨となり、農作物に湿害が発生し、大きな影響があらわれました。

また、7月上旬には一部地区で雹害の発生が見られました。

十勝支庁が9月1日現在で発表しました農作物生育状況は、別紙報告書のとおりですので御参照を願います。

作物別の生育状況ですが、秋まき小麦は、既に全量収穫が終わり、足寄町農協の集計では、粗原で10アール当たり7.4俵と、6月中旬から7月下旬の出穂・開花期及び成熟期の日照不足と長雨により、収量・品質は平年より大きく下回る状況です。

バレイショは、低温・日照不足と長雨により生育がおくれ、1株当たりの芋数は平年並み以上であるものの、芋1個重は平年より小さく、小玉傾向の状況であります。

大豆は、初期生育がおくれていましたが、8月上旬の好天により生育は回復し、莢数は平年並みになっております。

小豆は、6月中旬から7月下旬の長雨・日照不足により生育がおくれていましたが、8月上旬の好天により回復傾向が見られ、莢数は平年の8割から9割程度になっております。

金時・手亡は、6月中旬から7月下旬の湿害の影響を大きく受けているため、8月上旬の好天にもかかわらず生育の回復は鈍く、莢数も平年を大きく下回っている状況であります。

てん菜は、湿害の影響が大きく、草丈、根周が平年を下回っており、根腐れ症状も発生していることから、平年作以下が予想されております。

牧草の1番草は、6月中・下旬より悪天候が続く、収穫作業は大幅におくれました。収量は平年並みですが、刈りおくれたために、品質が平年よりも悪いことが見込まれ、今後の生乳生産の低下が危惧されるところであります。2番草も、1番草収穫のおくれを受け、収穫開始がおくれております。

飼料用トウモロコシは、出穂が平年よりおくれ、あわせて登熟もおくれております。草丈は平年より高くなっていますが、全体的に茎が細い傾向であり、収量は平年並みから以下と予想されます。

湿害の影響が今後の天候により少しでも回復することを期待し、農作物の生育状況の報告といたします。

次に、オフセット・クレジット（J V E R）制度における「森林づくりパートナーズ基本協定」の締結について御報告申し上げます。

オフセット・クレジット（J V E R）制度における「森林づくりパートナーズ基本協定」の締結については、本年の5月11日及び7月7日の臨時会で行政報告しておりますが、環境先進企業・団体等との間で森林づくりの協定を結び、カーボンオフセットの実証を行うこととし、その第1弾として、4月21日にはモア・トゥリーズ（代表 坂本龍一氏）との間で「森林づくりの基本協定」を締結いたしました。

さらに第2弾として、信販会社である株式会社ジェーシービー（本社東京都港区）と森林バイオマス吸収量活用推進協議会及び構成4町（足寄町・下川町・滝上町・美幌町）との間で「森林づくりパートナーズ基本協定」を締結いたしました。

その内容は、政府主導の施策で、地球温暖化対策の推進等を目的として省エネ性能が高い電化製品を購入すると、一定のエコポイントを取得でき、ためたポイントをさまざまな商品と交換できる「グリーン家電エコポイント」を活用したものであります。

J C Bギフトカードへ交換されたものは、額面100円当たり0.1%以上（0.1円以上）を環境保全活動へ寄附することが義務づけられていることから、株式会社ジェーシービーは、その0.05%を森林バイオマス吸収量活用推進協議会へ寄附し、森林づくりを支援しようとするものであります。

その寄附見込額は、平成25年3月末まで総額1,500万円余りとなっております。

一方、4町では、森林バイオマス吸収量活用推進協議会において、本寄附を受け森林整備費等に充当し、J V E R（オフセット・クレジット）制度により発行されるクレジット

トは、森林バイオマス吸収量活用推進協議会を経て、株式会社ジェーシービー側へ移転することとなります。

本制度につきましては、国内初の取り組みでもあり、今後実証・検証を重ねながら、地域資源である森林バイオマスを通じた新たな地域活性化策の有効性を確立してまいります。

なお、環境省が実施しているJ V E R（オフセット・クレジット）制度よりクレジットを発行していただくためには、モニタリング調査等を実施する必要があります。

モニタリング調査等の内容については、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）吸収量を測定するための森林調査及び測量であり、本年度、環境省へ申請している間伐事業箇所約200ヘクタール（昨年度、間伐事業実施済み箇所）を調査等する必要があります。

その経費につきましては、補正予算を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げ、報告といたします。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に伴う商業地域活性化事業の実施について御報告申し上げます。

平成20年12月に、国の交付金等を活用して実施した商工会のプレミアム付商品券発行事業は、世界的な経済危機と原油高騰による経済活性化支援策として、本町商工業地域の販売力支援を目的に実施され、町内販売実績は、小売店舗と大型店舗の利用率が、それぞれ50%となっております。

足寄町商工会の調査によりますと、平成20年度販売決算額は、前年比98.4%と報告されておりますが、所得減少や人口減少を考慮すると、大きな成果と評価されております。

2回目の平成21年4月からのプレミアム付商品券発行事業は、定額給付金の支給にあわせ消費者支援を目的に実施されておりますが、消費者のニーズは主に生活用品等の購入であったため、大型店での使用が75%を占

めているとの中間報告となっております。

こうした状況の中で、引き続き景気低迷を打破するためには、さらなる支援が必要と考え、足寄町商工会で、本年度の年末商戦に向けて3回目のプレミアム付商品券発行事業を計画していることから、消費拡大による地元商工業の活性化を図るため、プレミアム付商品券の15%の増額分を補助することとし、本定例会に補正予算を提案しておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、平成11年度から、地元消費者へのサービス事業として協同組合足寄町スタンプ会が実施しておりますスタンプカード事業について御報告いたします。

本町の商工業を取り巻く環境は、人口減や購買力低迷に加え、近郊都市への購買流出により売り上げの低迷を招いている現状において、地元消費者へのサービスとして、スタンプカード発行によるサービスを開始し、10年が経過をしております。

足寄町商工会や協同組合足寄スタンプ会では、今後とも地元消費者サービスの充実を検討しておりますが、既存機器の老朽化が進んでいることから、新たな機器によるサービスの対応が迫られていることと、社会的な貢献等に付与するサービスに対応するため、現在の「銀河スタンプ」から、ポイントサービスを効率的に進化させた新たな消費者サービス事業の導入をすることになりました。

町といたしましても、商業活性化を期待する事業として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し支援をしてまいりたいと考えております。

新事業の導入に当たって、基礎ソフトは、土幌町商工会が開発したソフトを使用することの了承を得ていることから、開発費が大幅に低減され、かつ足寄町独自のシステム運用が可能との説明を受けております。

当面としては、通常ポイント、エコポイント、イベントポイントの三つの事業から運用を開始し、将来的には子育て支援、シル

バー、プリペイド、ギフトカード等の8機能まで拡大できることから、今後の取り組みを期待しております。

以上のシステム導入費用の支援につきましては、本定例会に補正予算を提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます、報告といたします。

次に、利別川改修工事に伴う豊栄橋かけかえについて御報告申し上げます。

利別川改修工事に伴います豊栄橋かけかえにつきましては、平成20年11月21日第6回臨時会閉会後の議員協議会において、かけかえ方針を報告させていただいたところありますが、議会側では、12月11日付にて総務産業常任委員会に付託され、平成21年第1回定例会において同委員会の調査報告があり、結論としては、現況上流ルートが妥当であるとのことであり、結果として、議会と執行者側の考え方が異なることとなりました。

この間、議会の意思決定を重く受けとめておりますが、執行者として、当初提案いたしました国道242号線(郊南箇所)につながる新ルートを選択したいと思います。

その理由といたしまして、1点目として、農協の小麦乾燥調整貯蔵施設の増設に伴う「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が8月10日交付決定され、9月11日着工式の運びとなっており、完成後は大型車両の交通量がふえると予想されること。

2点目として、現町道平和稲牛線を含め産業振興路線とし、また、万が一の災害時等の迂回路線として、北海道に道路整備を強く要望していきたいと考えていること。

また、事業主体者である帯広土木現業所での計画では、平成22年度橋梁予備設計、23年度詳細設計、24年度及び25年度新橋梁下部工事、26年度上部工事、27年度旧橋解体となっております。

このことから、早期着工・早期完成を図るべく、関係機関等と精力的な協議を踏まえてまいりますので、新ルートに御理解を賜りま

すようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### 報告第13号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第13号専決処分の報告について（車両事故による損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました報告第13号専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

#### 専決処分書

町道仲和線（足寄町鷲府106番2地先）路上における車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。

1．損害賠償額 16万4,850円

2．事故の発生場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

1ページ右側、別紙示談書でございますが、本件事故に関し、下記のとおり示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約いたします。

平成21年7月28日

第一当事者（甲）

住所 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

氏名 足寄町長安久津勝彦

第二当事者（乙）

住所 本別町美里別41の5

氏名 札幌口ジスティックス（株）本別  
営業所 所長田中茂

1．事故発生日時

平成21年6月26日午前8時00分ころ

2．事故発生場所

足寄郡足寄町鷲府106番2地先（町道仲和線路上）

3．事故の原因状況結果につきましては、町道仲和線取りつけ道路部に埋設した横断管の破損により、路盤が水の吸い出しを受け、道路下部が空洞状態になっていたため、車両の通行により道路が陥没し、後輪が落下したことにより車両のリアバンパー、タラップ等が破損いたしました。

なお、運転手にけがはありませんでした。

4．示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金16万4,850円を支払うこととする。

なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

以上により示談が成立いたしました。今後、このようなことがないよう最善の注意とパトロールを強化し、道路管理に努めてまいりたいと思っております。

なお、次の2ページ左側に位置図が添付してございますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### 報告第14号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第14号専決処分の報告について（平成21年度足寄町一般会計補正予算（第7号））の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題と



なりました報告第14号専決処分の報告について、提案理由の御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

先ほど報告第13号により報告いたしました町道仲和線路上における車両破損事故の示談に伴います損害賠償額の補正予算の専決処分を行ったものでございます。

#### 専決処分書

平成21年度足寄町一般会計補正予算(第7号)を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正の内容について申し上げます。4ページをお願いいたします。

平成21年度足寄町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,709万6,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。7ページをお願いいたします。土木費、道路橋梁費、道路管理費におきまして、補償補てん及び賠償金といたしまして車両事故賠償金16万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、諸収入、雑入におきまして、賠償補償保険金といたしまして16万5,000円を計上いたしてございます。

以上で、報告第14号専決処分の報告についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これにて、報告を終わります。

#### 議案第80号

議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第80号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第80号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町南4条6丁目6番地 岡田美子氏、昭和37年11月23日生まれの方でございます。

提案理由につきましては、現教育委員さんが平成21年10月10日に任期満了によるものでございます。岡田氏は、初めての選任ということで同意を求めます。

岡田氏の略歴、学歴、職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、説明省略をさせていただきます。

同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第80号教育委員会委員の任命についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第80号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

議案第81号

議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案いたします方につきましては、足寄郡足寄町南3条2丁目26番地 眞鍋肇氏、昭和22年4月7日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成21年9月20日任期満了によるものでございます。

なお、眞鍋氏につきましては、再任ということをお願いをしたいというふうに思うところでございます。

眞鍋氏の略歴、職歴、公職歴等々につきましては、記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

御審議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

#### 議案第82号

議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第82号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第82号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案させていただく方につきましては、足寄郡足寄町南7条3丁目40番地の1 横田嘉之氏、昭和10年3月30日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成21年9月26日任期満了によるものでございます。横田氏につきましても、再任ということで提案を申し上げたいというふうに思います。

横田氏の略歴、学歴、職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

御審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第82号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願

います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第82号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

議案第83号

議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第83号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第83号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案する推薦する方につきましては、足寄郡足寄町南2条5丁目10番地 西野勲氏、昭和18年2月23日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成21年12月31日任期満了によるものでございます。西野氏を再度推薦をしたいということで提案をさせていただいております。

西野氏の略歴、学歴、職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、説明省略をさせていただきます。

御意見賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第83号人権擁護委員候補

者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第83号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

議案第84号

議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第84号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第84号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画で、過疎地域の自立促進のため産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など施策の実施についてそれぞれ項目を掲げ、また、本計画の参考資料におきましては、事業の年次割りや概算事業費を計上してございます。

このたび、携帯電話エリア整備事業、携帯電話伝送路整備事業、それから衛星ブロードバンド整備事業、小学校校舎・屋体耐震補強事業、まちづくり交付金事業における既存建物活用事業としまして銀河ホール周辺整備事業を実施し、一般財源に過疎債充当をもくろんでございます。

大幅な事業変更がある場合につきまして

は、議会の議決を経て国に提出することとなっておりますことから、議案の後ろの13ページの計画変更、14ページの資料の変更、この議決をお願いするものでございます。

なお、議決後、国へ提出のこととなりますが、内容につきましては、道の事前協議が必要でございまして、この事前協議につきましては終了をし、了承を得ているところでございます。

以上で、議案第84号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この中の携帯電話エリア整備事業のことについて基地局整備5地区というふうになっているんですけども、これはドコモしかやらないように説明資料では書いてあったんですけども、a uを使っている人も多いので、ドコモばかりでなくa uの方をやってくれないか。

今まで要望として、a uを何とかこの田舎でも使えるようにしてもらえないかということがあったんですけども、その方面についての予定はあるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、あともう1点、下の既存建物活用事業、一番下のところですね、9番のその他地域の自立促進に関し必要な事項のところ既存建物活用事業というのは、具体的にどのような既存建物を活用していくのか。もう今既に既存の建物を少しずつでも利用しているわけですけども、それ以外にどのような方向を考えているのかなということ、この2点についてお尋ねします。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

過疎地域の変更計画の事業の中での携帯電話の1社のa uの受信範囲を広げられないかというお話でございますが、私どもが事業選択の中で、ドコモとかa uとかいろいろ他社、いろいろ携帯電話事業者がございまして、この事業者を私どもが選択するという権限というか、選択肢ができないような状況といたしますか、この事業をやるに当たりましては、通信事業者が採算ベースに乗るか乗らないかということで、たまたまこの通信事業補助ベース3分の1、もともとがあるんですが、それに上乘せして今般の地域活性化に伴います公共投資事業に充ててもいいということで、町村負担部分を充ててもいいということになりまして、町村としての負担が少なくなったので、何とか今まで設置されなかった通信事業者に対して、設置できないだろうかということでも事業に乗ってきて、採算ベースに合うだろうということでも事業者側のもくろみとして予算の方につけさせていただいておりまけれども、ドコモと、それからソフトバンク、その2社がこの携帯事業に乗るということでの整備ということでございまして、a uは事業費ベースに乗れないということで、設置に対して拒否したらおかしいんですが、足寄町の区域外拡大についてはa uとしては乗れないということでございまして、この事業には乗せられなかったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、もう1点の既存建物の活用事業の内容というのは、現在、銀河ホール等ございまして、駐車場整備それぞれやっておりますが、駅舎内部、道の駅として拡充した活用をしていこうという中におきまして、これから着手していくための事業費がかかると、その事業費が、いろいろと過疎債を充当するときには事業費が膨らむので、過疎でもし実施して過疎債適用ということになれば、そのところも救っていきたいということで過疎計画に乗せておこうと、そして有利な財源を使おうということでの変更計画のお願い

でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第84号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）全員の起立です。

したがって、議案第84号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第85号

議長（吉田敏男君）日程第13 議案第85号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君）ただいま議題となりました議案第85号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

退職手当組合の組織団体でございます湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し、これに伴いまして両湧別町学校給食組合が解散・脱退することとなりましたことから本組合規約の変更が生じ、変更手続上、構成町の議決を要しますことからお願いをするものでございます。

改正規約条文の内容につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表網走支庁管内の項中「上湧別町、湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削るものでございます。

附則でございますが、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、新旧対照表を16ページに添付してございますので、御参照願いたいと思います。

議長（吉田敏男君）これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第85号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）全員の起立です。

したがって、議案第85号北海道市町村職

員退職手当組合理約の変更についての件は、  
原案のとおり可決されました。

#### 議案第 86 号

議長（吉田敏男君） 日程第 14 議案第  
86 号北海道市町村総合事務組合理約の変更  
についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま  
す。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題と  
なりました議案第 86 号北海道市町村総合事  
務組合理約の変更について、提案理由の御説  
明を申し上げます。

当組合は、公務災害等の補償事務等を行っ  
ておりますが、組織団体であります湧別町と  
上湧別町が平成 21 年 10 月 5 日に合併し湧  
別町となります。これに伴いまして、両湧別  
町学校給食組合が解散・脱退することになり  
ましたことから組合理約の変更が生じ、変更  
手続上、構成町の議決を要しますことからお  
願いますのでございます。

改正規約条文の内容につきまして御説明を  
申し上げます。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を改  
正する規約

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次  
のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）網走支庁の項中  
「網走支庁（26）」を「網走支庁（24）」改め、市町村・一部事務組合及び広域  
連合欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両  
湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」  
の次に「、湧別町」を加えるものでございま  
す。

この改正の別表第 1、第 2 条関係でござい  
ますが、組合を組織する地方公共団体を支庁  
別に掲げているものでございまして、網走支  
庁管内 26 団体加盟が、合併によりまして 24  
団体に変更となる。また、上湧別町と湧別  
町の合併によりまして加盟団体の名称変更、  
削除等を行うものでございます。

次に、別表第 2（第 3 条関係）第 9 項の共  
同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」  
及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、  
「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加え、第  
10 項の共同処理する団体欄中「、上湧別  
町、湧別町」を削り、「、遠軽町」の次に  
「、湧別町」を加えるものでございます。

この別表第 2（第 3 条関係）でございま  
すが、共同処理する事務を加盟する団体を掲げ  
ているものでございまして、第 9 項は、地方  
公務員災害補償法に基づく非常勤職員の公務  
上の災害、または通勤による災害に対する補  
償に関する事務。第 10 項は、公立学校の学  
校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害  
補償に関する事務でありまして、この二つの  
共同事務処理に当たりまして、上湧別町と湧  
別町の合併によりまして規約の改正となっ  
てございます。

附則でございしますが、この規約は、地方自  
治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣  
の許可の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていた  
だきますので、御審議賜りますようよろしく  
お願いを申し上げます。

なお、新旧対照表を 18 ページに添付して  
ございますので、御参照願いたいと存じま  
す。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案  
理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい  
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま  
す。これで、質疑を終わります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。これで、討論を終わります。

これから、議案第 86 号北海道市町村総合  
事務組合理約の変更についての件を採決をし  
ます。

この表決は、起立によって行います。本件

は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第86号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第87号

議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第87号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第87号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の組織団体であります湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し湧別町となります。これに伴いまして、両湧別町学校給食組合が解散・脱退しますことから組合規約の変更が生じ、変更手続上、構成町の議決を要しますことからお願いをするものでございます。

改正規約条文の内容につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように改正する。

別表第1中「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削るものでございます。

附則 この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から

施行するというものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、新旧対照表は右側に掲載してございますので、御参照願いたいと存じます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第87号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第87号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### 議案第88号

議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第88号足寄町衛星ブロードバンド整備事業負担金徴収条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第88号足寄町衛星ブロードバンド整備事業負担金徴収条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の山間部に散在する多くの世帯につきましては、高速インターネットを活用することができない状況がありまして、民間事業者が整備要望を行ってきているところでございますが、設置費用が相当かかるということで、整備の見通しが立っておりませんでした。

このたび、通信衛星を経由して送受信される電波を各世帯に設置するパラボナアンテナで受け、アンテナケーブルを中継しまして専用モデムを介しパソコンに接続するという手法で高速インターネットと同様の通信が可能となるということになりまして、本町においてもこれを整備し、設置希望者に貸与いたしまして、利用者は設置負担金を町に納めていただくということで、負担金徴収条例の制定をお願いをするものでございます。

制定条例の内容について御説明を申し上げます。

足寄町衛星ブロードバンド整備事業負担金徴収条例

第1条は、趣旨でございますけれども、足寄町が整備する衛星ブロードバンド整備事業の負担金の徴収に関し、必要な事項を定めることとしてございます。

第2条は定義でございます、「衛星ブロードバンド整備事業」とは、高速インターネット回線が利用できない地域の情報格差の解消を図るため、足寄町が国の制度等を活用し、通信衛星による高速インターネットを利用するための送受信機器を設置する事業としてございます。

第3条は、負担金の納入義務者でございますが、負担金は、衛星ブロードバンド整備事業により設置した送受信機器を利用する者か

ら徴収することとしてございます。

第4条は、負担金の額を定めておりまして、負担金の額は、衛星ブロードバンド整備事業に要する費用から、国や北海道の補助金を除いた額の範囲内において町長が定める額としてございます。

補助金の額がまだ確定してございませんので、負担金の額が、この条例上額で確定ができない、明示できないという状況下にございまして、文言整理条文とさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

第5条は、負担金の通知等でございます。前条の規定により負担金の額を定めるときは、その金額及び納入期限を納入義務者に通知するものとしてございます。

第2項は、町長は、災害その他特別の理由があると認める場合は、納入期限を延長することができることとしてございます。

第6条は、委任条項でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることができることとしている規定でございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号足寄町衛星ブロードバンド整備事業負担金徴収条例の制定については、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査にすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号足寄町衛星ブロードバンド整備事業負担金徴収条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 議案第 89 号

議長（吉田敏男君） 日程第 17 議案第 89 号足寄町携帯電話等エリア整備事業負担金徴収条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第 89 号足寄町携帯電話等エリア整備事業負担金徴収条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

情報基盤の格差解消の一環といたしまして、携帯電話事業者が採算のとれない地域として携帯電話のエリア整備が行われていない本町の稲牛、白糸、喜登牛、茂喜登牛地区の 4 地区について、地域情報通信基盤整備推進交付金、いわゆる ICT 交付金と言われてますがこれの交付金、それから地域活性化公共投資臨時交付、これらも活用可能ということになりまして、町がこの 4 地区の伝送路と 5 基地局の整備を行いまして、その設備を NTT ドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社に貸し出しをいたしまして、携帯電話等のエリア化を図りたいということございまして、これらが通信事業者とほかの 2 社が設置可能ということになりましてこの事業施行をいたすことになりまして、なお、その設備を設置するに当たりましては、工事費用の一部、通信事業者の負担部分がございまして、その通信事業者から分担金を徴収する条例の制定をお願いをするというものでございます。

制定条例の内容について御説明を申し上げます。

足寄町携帯電話等エリア整備事業負担金徴収条例

第 1 条 趣旨でございますが、足寄町が整備する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第 224 条の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条は定義でございますが、この条例において「携帯電話等エリア整備事業」とは、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、足寄町が国の制度を活用し、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用鉄塔施設及び設備を設置する事業としてございます。

第 3 条は、分担金の納入義務者でございますが、分担金は、携帯電話等エリア整備事業により設置した無線通信用施設及び設備を無線通信の業務の用に供する電気通信業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者から徴収することとしてございます。

第 4 条は、分担金の額を定めてございまして、分担金の額は、携帯電話等エリア整備事業に要する費用から、国及び北海道の補助金を除いた額の範囲内において町長が定める額としてございます。

この額につきましても、補助金等全国配分の中で決まっておりますので、まだ事業費が確定されないということでありまして、分担金の額につきまして文言の整理条文とさせていただきますので、御了承いただきたいと存じます。

第 2 項 使用者が複数の場合には、鉄塔施設の使用割合に応じ、前項に規定する分担金を案分するものとするとしてございます。

第 5 条は、分担金の通知等でございますが、前条の規定により分担金の額を定めるときは、その金額及び納入期限を納入義務者に通知するものとする。

第 2 項は、町長は、災害その他特別の理由があると認める場合は、納入期限を延長す

ることができることとしてございます。

第6条は、委任条項でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしてございます。

附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この条例はよしとするんですけども、新たな白糸、喜登牛、稲牛地区のほかに、現在オンネトー地区のことについてはどうなっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

オンネトー地区につきましては、この事業とは別途、災害等の観点から、携帯電話のアンテナ設置について、何とかならないかということで要望をし続けてまいりまして、現在申請の環境庁とのいろいろとその設置手法について協議したのに相当期間がかかりましたが、何とか折り合いがつかまして、設置に向けて今進んでいるという状況でございますので、温泉地区については、この事業とは別に、会社独自で設置していただいておりますので、間もなく供用開始できるのではないかと状況になってます。

ちょっと時期的な供用開始時期は、ちょっと今まだ明確なもの持ってませんけれども、近々なると思いますので。

議長（吉田敏男君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号足寄町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号足寄町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 諸報告

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から提出の議案第90号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の議案中、一部に誤りがあり差しかえたいとの旨、文書をもって議長あてに申し出がありました。また、補正予算説明資料の13ページに一部誤りがあり差しかえたい旨、文書をもって議長あてに申し出がございました。本件については、さよう差しかえることに御了解をいただきたいと思います。

#### 議案第90号

議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第90号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第90号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申

し上げます。

本条例の改正につきましては、第1条関係でございますが、土地区画整理法、土地区画整理事業の施行における第3条第3項に地方住宅供給公社施行の事業が追加されたことによりまして、地方公共団体施行の事業について同条第4項に繰り下げられたことから、足寄都市計画足寄土地区画整理事業施行規程に関する条例第1条について、条例の一部改正をお願いするものでございます。

28条関係につきましては、土地区画整理法第102条第1項、同法第110条第1項の規定によりまして、施行者が仮換地の指定をした場合、または使用収益の停止をした場合、必要があると認められるときは、清算金を算出する要領に基づきまして、仮に清算金を算出してこれを徴収、または交付することができることになっております。

清算金は、換地処分後に換地計画に基づきまして清算金の徴収交付が明らかになりますけれども、仮清算時には換地計画を定める必要がありませんが、仮清算金明細を定めることになっております。

本町の土地区画整理事業の施行期間は、平成15年度から平成30年度まででありまして、換地処分の公告時まで相当の長い年月を要しますことから、仮清算で早い機会に清算をすることを前提に、足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例第21条から28条につきまして、条例の一部を改正をお願いするものでございます。

附則第4項中及び別表の関係につきましては、平成13年3月21日都市計画決定されました土地区画整理事業57.4ヘクタール、中心市街地活性化基本計画区域でございます。そのうち平成15年2月14日に事業計画の決定をいたしました足寄都市計画土地区画整理事業区域51.6ヘクタールの内外に存在する公共施設用地等にかかわる地番界を精査をしました結果、街区の一部について追加及び削除の訂正の必要性が生じたため、附則第4項及び別表第1の施行地

区に含まれる地域の名称の一部について、条例の一部の改正をお願いするものでございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例

足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成13年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第28条に後段として次のように加える。

この場合において、第21条から前条までの規定中「清算金」とあるのは「仮清算金」と、第21条中「換地計画」とあるのは「仮清算金明細書」と読みかえるものでございます。

附則第4項中「南2条2丁目の一部」の次に「、南2条3丁目の一部」を加える。

別表第1施行地区に含まれる地域の名称の欄中「南4条1丁目～南4条2丁目一部」を「南4条1丁目～南4条3丁目一部」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、23ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。これで、討論を終わります。

これから、議案第90号足寄都市計画土地  
区画整理事業施行規程に関する条例の一部を  
改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件  
は、原案のとおり決定することに賛成の方は  
起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第90号足寄都市計画土  
地区画整理事業施行規程に関する条例の一部  
を改正する条例の件は、原案のとおり可決さ  
れました。

#### 議案第91号

議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第  
91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例  
の一部を改正する条例の件を議題といたしま  
す。

本件について、提案理由の説明を求めま  
す。

教育委員会教育次長森和治君。

教育委員会教育次長(森 和治君) ただ  
いま議題となりました議案第91号足寄動物  
化石博物館設置及び管理条例の一部を改正す  
る条例の提案理由を御説明申し上げます。

足寄動物化石博物館は、博物館法第2条に  
基づく博物館で、管理運営を足寄町が行って  
おりますが、この管理運営を指定管理者によ  
り行うことができるよう条例の一部改正をお  
願いするものでございます。

その主な内容といたしましては、博物館協  
議会を廃止し、新たに指定管理者による管理  
の条項を追加するとともに、附則において準  
備行為ができるよう規定を整備するものでご  
ざいます。

次に、改正条例について御説明申し上げま  
す。

足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一  
部を改正する条例

足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一  
部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7  
条から第9条までを1条ずつ繰り上げ、第8  
条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 町長は、地方自治法第244条の  
2第3項の規定により、法人その他の団体で  
あって町長が指定するもの(以下「指定管理  
者」という。)に博物館の管理を行わせるこ  
とができる。

2項 前項の規定により指定管理者に博物  
館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が  
行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 足寄動物化石博物館設置及び管理条  
例施行規則第2条に規定する業務

(2) 博物館の施設及び園設備の維持管理  
に関する業務

(3) 博物館の観覧料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、博物館  
の運営に関する業務のうち教育委員会が必要  
と認める業務

第3項 第1項の規定により指定管理者に  
管理を行わせる場合にあっては、第6条の規  
定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と  
読みかえるものとする。

第4項 第1項の規定により指定管理者に  
管理を行わせる場合にあっては、納付される  
観覧料は、地方自治法第244条の2第8項  
の規定により指定管理者の収入とする。

附則 施行期日でございます。

第1項 この条例は、平成22年4月1日  
から施行する。ただし、次の条項は公布の日  
から施行する。

準備行為 第2項でございます。指定管理  
者の指定及びこれに関し必要なその他の行為  
等は、この条例の施行期日前においても、足  
寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等  
に関する条例の規定により行うことができ  
ると改正するものでございます。

なお、25ページに新旧対照表を添付して  
ございますので、御参照を願いたいと存じま  
す。

以上のとおり御提案申し上げますので、御

審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 意見書案第6号

議長（吉田敏男君） 日程第20 意見書案第6号季節労働者対策の強化を求める要望意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました意見書案第6号季節労働者対策の強化を求める要望意見書、これより意見書の朗読をし、提案をさせていただきたいと思えます。

#### 季節労働者対策の強化を 求める要望意見書

昨年世界的な金融・経済危機に端を發した日本経済の急速な後退によって、雇用・失業情勢は一段と厳しい状況にあります。

北海道内においても、倒産などによる失業

が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきております。

同時に季節労働者の実態も深刻であり、季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が40日に削減されました。

季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳冬の3から4ヵ月を生活しなければならぬという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっております。

健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者がふえており、命と老後を脅かしております。

政府・厚生労働省は、2007年度から通年雇用促進支援事業などを実施しておりますが、予算規模が少なく、労働者の所得補償にかかわるものは認められないため、有効な対策となっておりません。

通年雇用化は当然必要なことですが、昨年は建設業で対前年比1万人以上が減少し、ことしもさらに5,000人以上が減っているという雇用保険統計に示されているように、現下の厳しい雇用情勢のもとでは、冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっております。

政府の雇用緊急雇用対策、経済危機対策が実施され雇用保険法が一部改正されましたが、抜本的な雇用・失業対策が求められている今、季節労働者対策においても、政府が以下の必要な措置を講ずるべきであると思えます。

#### 記

1. 政府の雇用対策の予算を大幅に増額するとともに、季節労働者対策を含めて地域の実情に即して活用できるようにすること。
2. 通年雇用促進支援事業について、季節労働者の実態に即した抜本的な改善を図ること。
3. 季節労働者の冬期の失業に対する公的就労事業制度の創設や所得補償を行うこ

となど、新たな対策を講ずること。

4．雇用をふやし、地域経済を支える生活密着型の公共事業を拡大するとともに、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

5．雇用保険法を再改正して、特例一時金をさしあたり50日分に戻すこと。

以上、意見書の提案をさせていただきます。よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号季節労働者対策の強化を求める要望意見書の件を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号季節労働者対策の強化を求める要望意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月16日午前10時より開会をいたします。

午前11時55分 散会

